

ごみ集積所管理備品への補助制度のお知らせ

—ごみ集積所の管理・美化を支援します—

仙台市では、ごみ集積所を清潔で使いやすく保つため、「折り畳み式ごみボックス」「ハンサムネット」「固定式ごみボックス」の購入等にかかる費用の一部を補助します。

ごみ集積所の環境改善・鳥獣被害対策に、ぜひご活用ください。

◎制度概要◎

○申請期間

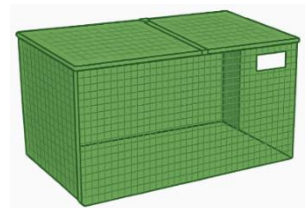
令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 1 2 月 2 8 日
 (予算の枠内にて先着順となります)

○対象者

本市にごみ収集の申出を行っている町内会等の定収団体
 (賃貸用共同住宅のごみ集積所は対象となりません)

○補助金額 (消費税・送料抜きの価格に対し補助します)

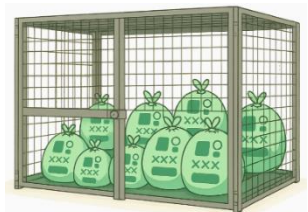
①	折り畳み式ごみボックス 対象経費の 1/2 又は上限 20,000 円 (2 台まで)
②	ハンサムネット 対象経費の 1/2 又は上限 18,000 円 (2 台まで)
③	固定式ごみボックス (購入費) 対象経費の 1/2 又は上限 30,000 円 (1 台まで)
④	固定式ごみボックス (修繕費) 上限 30,000 円 (1 台まで)
⑤	固定式ごみボックス (移設・処分費) 上限 30,000 円 (1 台まで) ※一定の要件あり
⑥	【既存共同住宅向け】①～③いずれかの購入費 上限 10,000 円 (1 台まで) ※一定の要件あり



折り畳み式ごみボックス



ハンサムネット



固定式ごみボックス

※①と②を合わせて申請する場合は 1 団体当たり 2 台まで申請できます。

※③と④は、他の備品と併せて申請できません。

※③・④は路上に設置される場合は、補助の対象となりません。

※⑤の処分費用は、①・②いずれか 1 台に限り併せて申請できます。

※上記の台数以上をご希望の場合は、翌年度申請ください。

◎詳しくは裏面のお問い合わせ先まで、ご連絡ください。



補助金申請の手続きの流れ

1. 環境事業所との事前協議：各区の環境事業所

まずは、各区の環境事業所へ、設置したい場所や備品の内容をご相談ください。必要な書類や補助金交付までの流れをご説明し、あわせて環境事業所が現地確認を行います。

2. 補助金の申請：各区の環境事業所

必要事項を記入し、添付書類をそろえた「補助金交付申請書（様式第1号）」を環境事業所へご提出ください。申請書は環境事業所で受け取ることができます。

3. 補助金交付決定の送付

家庭ごみ減量課より、「補助金交付決定書（様式第2号）」を送付します。

※補助金交付決定書が届いてから、備品を購入してください。

4. 備品の購入・設置 実績報告：各区の環境事業所

備品を購入し、設置してください。必要に応じて、環境事業所が設置のお手伝いすることもできます（事前協議の際にご確認ください）。設置が完了しましたら、環境事業所へ「補助金実績報告書（様式第3号）」をご提出ください。

5. 補助金額確定通知の送付

家庭ごみ減量課より、「補助金交付確定通知書（様式第4号）」を送付します。この際、「補助金交付請求書（様式5号）」を同封します。

6. 補助金請求書の提出：各区の環境事業所

「補助金交付確定通知書（様式第4号）」に記載された交付額および振込先を「補助金交付請求書（様式5号）」に記入し、ご提出ください。※振込先は団体名義の口座に限ります。

備品の補助に関する注意点

- (1) 折り畳み式ごみボックス・ハンサムネットは合計で最大2台までの申請です。折り畳み式ごみボックス・ハンサムネットそれぞれ1台ずつ申請することもできます。
- (2) ハンサムネットや折り畳み式ごみボックスを固定するために必要な資材がある場合は、その費用も補助の対象に含められます。
- (3) 固定式ごみボックスを路上に設置する場合や、路上に設置されているごみボックスを修繕する場合は、補助金の対象外となります。
- (4) 路上に設置されている固定式ごみボックスを処分する場合は、ハンサムネットまたは折り畳み式ごみボックスのいずれか1台について、処分費と併せて補助金の申請が可能です。
- (5) これまでごみ集積所を設置していない既存共同住宅へ、新たにごみ集積所を設置する場合も補助金の申請が可能な場合があります。詳しくは環境事業所へお問い合わせください。

申請に関するお問い合わせ先

青葉環境事業所 022-277-5300・宮城野環境事業所 022-236-5300

若林環境事業所 022-289-2051・太白環境事業所 022-248-5300

泉環境事業所 022-773-5300

制度に関するお問い合わせ先：家庭ごみ減量課 022-214-8227